令和2年12月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午後2時30分
- 2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室
- 3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮 2番 高山 重則 3番 加藤 昭治 (欠員) 5番 清兼 義靖 4番 6番 (欠席) 7番 濱中 憲雄 三寺 總左ヱ門 8番 9番 南出 直美 10番 大川 勝利 11番 西端 勲 12番 岡田 幸夫 13番 伊藤 宏実 一元 15番 田中 正信 14番 藤田 16番 中垣内 勇夫 17番 西端 和雄 18番 伊藤 勉 19番 森 勝義

4. 欠席委員 1名

6番 飛田 俊朗

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝 次長 西出 政男 書記 小林 一裕

書記 上野 貴史 書記 伊藤 正則

(農業振興課)

主任 坪田 浩司 主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第46号 現況証明願について

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議 について

議案第49号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審 議について

報告第9号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

9番 南出 直美 10番 大川 勝利

事務局長

令和2年12月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は6番 飛田委員から欠席の届出が出ております。只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言をされる場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森 会長にお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に9番 南出委員、10番 大川委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号 45 番、申請地は三国町米納津、畑、513 ㎡です。譲渡人は三国町黒目 〇〇さんです。譲受人は三国町米納津 〇〇さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 201 アールです。

整理番号 46 番、申請地は三国町黒目、畑、1,206 ㎡です。譲渡人は福井市高須町 ○○さんから譲受人 三国町米納津 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は61 アールです。

整理番号 47 番、申請地は三国町米納津、畑、280 ㎡です。譲渡人は三国町黒目 〇〇さんから譲受人 三国町米納津 〇〇さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は52 アールです。

整理番号 48 番、申請地は春江町高江、田、7,032 ㎡ほか 3 筆、計 12,028 ㎡です。譲渡人は春江町高江 ○○さんから譲受人 春江町高江 ○○さん に所有権持分の贈与により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 135 アールです。

整理番号 49 番、申請地は丸岡町長畝、田、1,280 ㎡です。譲渡人は丸岡町長畝 〇〇さんです。譲受人は丸岡町長畝 〇〇さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 113 アールです。

整理番号 50 番、申請地は坂井町宮領、田、1,009 ㎡ほか 1 筆、計 1,420 ㎡です。譲渡人は新潟市西区青山 〇〇さんから譲受人 坂井町宮領 〇〇さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 121 アールです。

整理番号 51 番、申請地は坂井町宮領、田、667 ㎡です。譲渡人は新潟市西区青山 ○○さんから譲受人坂井町宮領 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 139 アールです。

以上7件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長

それではご意見を伺います。ご意見、ございませんか。

議長

無ければ、お諮りをいたします。

議案第44号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」 は許可することに決定いたしました。

次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第45号、農地法第5条の規定によります 許可申請の意見審議について、今月は5件ございます。

整理番号 59 番、賃借権設定の案件でございます。借人は丸岡町下久米田 ゲンキー㈱さん、貸人は三国町錦二丁目 ○○さんほか 3 名です。場所は三国町三国東六丁目 7 筆、合計面積 4,920 ㎡を駐車場整備として転用するものです。

続きまして、整理番号 60 番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は坂井町大味 〇〇さん、貸人は坂井町西 〇〇さんです。申請地は坂井町西、田、871 ㎡のうち 491.16 ㎡を住宅建築として転用するものです。

続いて、整理番号 61 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は三 国町黒目 内田自動車制さん、譲渡人は春江町藤鷲塚 〇〇さんです。場 所は春江町藤鷲塚、田、654 ㎡で、目的は中古車展示場の拡張整備で転用 するものです。

続いて、整理番号 62 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は丸岡町猪爪 〇〇さん、譲渡人は丸岡町玄女 〇〇さんです。申請地は丸岡町玄女、田、1,021 ㎡のうち 511.23 ㎡を貸駐車場の拡張整備として転用するものです。

最後は、整理番号 63 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は春江町針原 〇〇さんです。譲渡人は春江町針原 坪金織物㈱さんと春江町針原 〇〇さんです。申請地は春江町針原 5 筆、合計面積 262.60 ㎡です。目的は〇〇さんの住宅建築で転用するものです。

以上5件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議長

この案件につきまして、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号59番、60番を10番大川委員、お願いします。

大川委員

10番、大川です。整理番号 59番は、北側に既存の建物が建っておりまして、南側に駐車場を整備する内容です。申請地の北側・南側には水路がありますが、雨水排水に関しては、駐車場はズリで造成し、路面は砂利舗装で計画し、地下浸透と東側国道の道路側溝へ流す計画です。西側の隣接農地所有者の了解は得ているとのことです。何ら問題はないと思い、確認してきました。

続きまして、整理番号 60 番の住宅建築に関しては、西側の農地(畑) 所有者の了解を得ており、東側は両親の住宅が建っていることから周辺 の営農にも何ら問題はないことを確認してきました。以上でございます。

議長

次に、整理番号61番を8番 三寺委員、お願いします。

三寺委員

8番、三寺です。整理番号 61番の案件は、北側は既存の店舗(スズキアリーナ坂井)と車両置き場です。南側の隣接農地所有者の了解は得ており、境界には側溝を布設し、東側の農業用排水路へ雨水処理することから問題はないと考えます。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

次に、整理番号62番を9番 南出委員、お願いします。

南出委員

9番、南出でございます。整理番号 62番の案件、場所は丸岡町玄女地 係にあります田、1021㎡のうちの 511.23㎡を既に利用している貸駐車場 の規模拡張用地として整備するものでございます。申請地は坂井市役所の本庁より東に 2.7km にある農地でありまして、東側は用水路、西側は排水路、北側は田、南側は既存の駐車場です。雨水につきましては、西側の排水路へ排水する予定でございます。隣接する農地との境界には L型擁壁を設置いたしまして、擁壁との間には畔を設けますようにと、地元立ち会いの推進委員さんと共に、譲受人の方にご指示させて頂きました。周辺の営農にも十分に配慮を行い、地元との調整も整っていることから、やむを得ない案件かと存じます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

次に、整理番号63番を7番濱中委員、お願いします。

濱中委員

7番、濱中です。整理番号 63番の申請地につきましては、元々、家が建っていまして、西側の県道(芦原街道)拡張工事により立ち退きを行った場所の残地を購入し、家を建てる案件です。北側・南側は道路(市道・県道)で、以前は宅地であったことから周辺に影響はないと考えます。皆さん、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

続いて、地元委員のご意見を伺います。整理番号 59 番を 12 番 岡田委 員お願いします。

岡田委員

12番、岡田です。整理番号 59番の案件ですが、現地を視察された大川委員の説明のとおりですが、加戸排水路の流れが悪いことから自然浸透と国道 305の側溝へ流す雨水排水計画の中で、その機能を果たすかを確認して頂き、ご審議いただければよいかと思います。

議長

次に、整理番号60番を18番 伊藤職務代理者、お願いします。

伊藤勉職務代理 者 18番、伊藤です。整理番号60番につきましては、特に問題はないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長

次に、整理番号61番を11番 西端委員、お願いします。

西端勲委員

11番 西端です。整理番号 61番につきましては、自動車会社の隣にあり、田、幅 10m程を埋め立てまして、中古車展示場として整備する案件です。申請地の東側に農業用排水路があり、雨水はすべてこの水路へ流すことから問題はないと思われます。

議長

次に、整理番号62番を1番本田委員、お願いします。

本田委員

1番 本田です。整理番号 62番の案件につきましては、現地を視察された委員さんの説明のとおり、周りの営農に十分に注意するとのことですので、問題はないかなと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

次に、整理番号63番を8番 三寺委員お願いします。

三寺委員

8番、三寺です。整理番号 63番ですが、先程の濱中委員さんの説明の とおりでございまして、芦原街道拡張工事の以前より宅地化された用地 であることから、何ら問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議長

それでは、皆様のご意見を伺います。 ご意見ございませんか。

濱中委員

7番、濱中です。整理番号 59番の駐車場整備の案件ですが、面積は約5反です。北側の水路を挟んでゲンキーの店舗になります。事務局にお聞きしたいのですが、開発行為とまではいきませんけれども、小水路を挟み今回の駐車場と店舗が併設された形であるのですから雨水対策は必要ではないかと考えます。現場の農地は沼田であっても昨年までは耕作さ

れていましたが、排水機能が悪いため今年は作れなかったのではないか と思います。このことから砂利舗装の整備であっても30~40cm低い場所 を作って調整池機能を持つ必要があると考えます。周辺や上流の耕作者 に迷惑をかける心配もありますので、法律的な問題も含めて教えて頂き

たいのですが。

事務局 駐車場の整備計画では砂利舗装を行うなかで、自然浸透を含めての雨

> 水処理を考えています。また、駐車場整備では開発行為等の調整池は設 けなくてもよいことになっているとのことなので、特にそのような措置 は取らずに、自然流下と自然浸透の両方で対応したいと聞いていますの

で、このような形で施工させてもらっていいでしょうか。

なぜかといいますと、現場確認に行かれた方の報告とは別にして、現 濱中委員

> 場は非常に低地な所なので、地主さんはこれまで相当苦労されたと思い ます。指導的に、重大な構造物を造るというものではなく、断面的な形 で対応すれば雨水対策は十分可能なことなので、法律とは別に現況を見

てご指導いただくことも大事なので、事務局は再検討をお願いします。

事務局 はい、わかりました。ありがとうございます。

13 番、伊藤です。駐車場内は砂利敷きとの説明でした。うがった見方か 伊藤宏実委員

もしれませんが、雨が浸透するという理屈のために砂利を敷くのであって、 1年後にはアスファルト舗装を行うのではないかと思ってしまいました。

18番、伊藤です。そういう対応をさかれるのなら、砂利のままでない

業者からは、しばらく砂利のままにしておくとの説明でしたので、そ 事務局 の先までは聞いていませんでした。もし、その後にアスファルト舗装を

行う時は、対策をとるように指導を行っていきたいと思います。

者 アスファルト舗装などを行う場合は、濱中委員さんが言われたように雨 水対策をどう考えているかの提案書を頂いてから許可してください。

それを条件にしてはどうですか。 伊藤宏実委員

伊藤勉職務代理 確約書をもらうべきですね。

者

伊藤勉職務代理

議長 いずれにしても、前に店舗があれば開発行為の一つという考え方で、 舗装をしようが砂利のままであろうと開発行為の中での行為だと解し、

それは条件だと言うならば、条件付きで許可することが妥当かなと思い

ます。

はい、それでは条件を付すことを業者にも伝えたいと思いますので、 事務局

宜しくお願いします。

他に、ございませんか。 議長

なければ、お諮りをいたします。

議案第45号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。 但し、整理番号59番については、条件付きという項目が入りますけれ

ども許可してよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なしの声 委員

議長 異議がないと認めます。

議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」

は許可相当と認め、意見決定いたしました。

次に、議案第46号「現況証明願について」を議題といたします。事務

局の説明を求めます。

事務局

<説 明> 議案第46号「現況証明願について」、今月、3件ございます。

整理番号9番、出願人は坂井町東長田 ○○さんです。場所は坂井町東 長田、畑、430 ㎡です。こちらの方は、昭和58年頃に住宅を建築し、そ れ以降宅地の一部として利用されているとのことです。

整理番号 10 番、出願人は坂井町河和田 ○○さんです。場所は坂井町河和田、畑、69 ㎡です。こちらの方は昭和 23 年頃から住宅用敷地として利用しているとのことです。

整理番号 11 番、出願人は春江町針原 ○○さんです。場所は春江町針原、地目畑、40 ㎡です。こちらの方は昭和 45 年頃に倉庫を建築し、現在に至っています。

以上、3件につきましてご審議のほど、お願いいたします。

議長

この案件につきましても現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。

整理番号9番を8番 三寺委員、お願いします。

三寺委員

8番 三寺です。整理番号9番、場所は空港道路沿い牛の交差点から東へ約100mの集落内にあります。申請地には車庫の一部がかかっているほか、お花畑や50~60年経過した大きな樫の木、小さな雑木が数本植えられています。見る限り、畑というよりも宅地と言ってよいほどの状況でした。よって、問題はないと思われます。

議長

次に、整理番号10番を9番 南出委員、お願いします。

南出委員

9番 南出です。整理番号 10番、場所は坂井町河和田地係にあります畑、69㎡です。この土地は昭和 23年頃より住宅用敷地として利用されています。今回、宅内のリホームで金融機関からの借り入れを受ける手続きで当土地が農地であることを指摘されまして、地目の変更が必要になったとのことです。現状からもやむを得ない状況と考えております。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

次に、整理番号11番を7番 濱中委員、お願いします。

濱中委員

7番 濱中です。整理番号 11 番は先程の 5 条案件、整理番号 53 番に隣接する土地で、昭和 45 年頃に倉庫を建築し、現在に至っているとのことです。また、許可後に地目変更を行った後には倉庫を取り壊す予定と聞いております。何ら問題はないと思われますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。

整理番号9番を地元委員、6番飛田委員が欠席でございますので、この件については事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、飛田委員からご意見を頂いておりますので、ご報告をさせていただきます。現況は昭和58年頃に住宅を建築し、宅地の一部として利用を開始したとのことで、非農地と判断できるとのことでした。

以上でございます。

議長

次に、整理番号10番を13番 伊藤委員、お願いします。

伊藤宏実委員

13番 伊藤です。先程、現地を確認された南出委員の報告のとおりであります。この土地は住宅地の真ん中にありまして、昭和23年頃からすでに非農地でありますので、やむを得ないものと判断します。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号11番を8番 三寺委員、お願いします。

三寺委員

8番三寺です。先程、濱中委員さんがおっしゃったとおりでございます。問題はないと思われますので、宜しくお願いします。

議長

それでは、本議案に対する皆さんのご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。

議長

なければ、お諮りします。

議案第46号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第46号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第48号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」の2議案を関連がございますので、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

<説 明> 議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」、併せて議案第 48 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」、説明させていただきます。

今回、利用権設定を受ける者、借り手側は25名、設定をする者、いわゆる貸し手側は69名となっております。利用権設定面積は(1)賃貸借の部、田の新規計104筆、167,011㎡、田の更新が計165筆、250,829㎡、畑の新規計1筆、2,018㎡、畑の更新が1筆、1,970㎡、以上より田畑合わせまして計271筆、421,828㎡です。

次に、使用貸借権の部、田が計 16 筆、32,933 ㎡、畑が計 3 筆、707 ㎡、以上より田畑合わせまして計 19 筆、33,640 ㎡です。

今月は所有権移転が1件ございます。整理番号1番、所有権を移転する者は、新潟市西区青山 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、坂井町宮領 ○○さんです。申請地は坂井町宮領、田、5筆、合計面積3,297㎡です。

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

本議案に対するご意見を伺います。

ご意見ございませんか。

議長

なければ、お諮りします。

議案第 47 号及び議案第 48 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

ご異議がないと認めます。

議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第48号 「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議 について」は、原案のとおり承認いたしました。

議長

次に、議案第49号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更 (案)に係る意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説 明を求めます。

農業振興課

<説 明> それでは、議案第49号につきまして、説明をさせていただきます。別冊資料「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)について」をご覧ください。今回、農業振興地域整備計画の変更は丸岡(1件)・春江(3件)・坂井地区(3件)の3地区、計7件のご意

見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、丸岡地区から説明をさせていただきます。丸岡地区は除外の案件が1件でございます。場所は丸岡町上竹田、田、2筆、計1,090 ㎡です。除外の目的は駐車場の建設ということで、土地所有者は丸岡町針ノ木一丁目 ○○さん、事業者は坂井市丸岡町上竹田 街谷口屋さんでございます。(駐車場が不足していることを説明する。)

続きまして、春江地区、除外が 3 件です。図面番号①番、場所は春江町井向、田、1,478 ㎡です。目的は車両置場を建設するとのことです。土地所有者は春江町井向 〇〇さん、事業者は春江町井向 ㈱ニッショオートさんでございます。

続きまして、図面番号②番、場所は春江町中庄、田、2,535 ㎡のうち0.2 ㎡です。携帯電話基地局の設置ということで、土地所有者は春江町中庄 〇〇さんです。事業者は東京都世田谷区玉川 1 丁目 楽天モバイル㈱さんです。

続きまして、図面番号③番、場所は春江町江留中、田、3,074 ㎡のうち1,808 ㎡で、集合住宅の建設でございます。土地所有者は春江町江留中 ○ さん、事業者は春江町江留中 ぱんだ不動産㈱さんです。この3件の除外の合計で3,286.20 ㎡の除外の申請です。

最後は、坂井地区の説明で除外1件、編入2件でございます。図面番号①番、除外の案件です。場所は坂井町木部新保、田、6,427 ㎡のうち1,148.05 ㎡です。物流倉庫及び事務所の建設を目的としています。土地所有者は坂井町木部新保○○さん、事業者は福井市三本木町 福井高速運輸㈱さんです。

図面番号②番、場所は同じく木部新保 3 字 115、畑、90 ㎡から 40 字 19、畑、350 ㎡まで計 50 筆、合計面積 11, 724 ㎡を国の事業を活用するために編入していきたいという申請です。土地所有者は坂井町木部新保 $\bigcirc\bigcirc$ さんほか 42 名です。

そして、図面番号③番、場所は坂井町徳分田、田、333 ㎡です。こちらは、県営の土地改良事業にこれから取り組む中で、当事業を活用するための編入です。土地所有者は坂井町徳分田 ○○さんです。

坂井地区の除外の合計が 1,148,05 ㎡、編入が 12,057,00 ㎡です。

以上でございます。宜しくお願いします。

この議案に対して、皆さんのご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。

伊藤宏実委員

議長

13 番、伊藤です。春江地区の図面番号②、携帯電話基地局の面積 0.2 m²の案件ですが、計画平面図に休耕地と記されていますが、休耕地なのですか。

農業振興課

現況は花・木が植えられ、田んぼではなかったと記憶しています。ただ、休耕ではないです。

伊藤宏実委員

地目は田ですが、米を作っているわけではないということですね。

農業振興課

はい、そうです。

伊藤宏実委員

面積の 0.2 ㎡は不可思議に思うのですが、ベースやアンカーは打たないのでしょうか。それと、農地の角地であっても支柱の際では農地としての活用は出来ないのですから、このような小面積の申請でいいのでしょうか。

農業振興課

現実問題、角地であっても耕作が出来ないということはあろうかと思いますが、今回、除外をする現況として、農地ではないと見なす部分としては柱の部分だけでしますということで、県の判断も仰ぎながら今回

の除外の面積を出させて頂いたというところになりますので、そこはご 理解のほどお願いしたいと思います。また、打つ部分ですが、コンクリ ートの柱ではなくて鉄(スチール)の柱を使用し、地中へ3m打ち込むな

かで、安全性は確認していると聞いているつもりでございます。

17番、西端です。参考までに言わせていただきますと、現況は花畑で 西端和雄委員 す。また、事業者の説明では小さな柱を 1 本だけ建てる計画だと言って

いました。以上です。

3番、加藤です。今の 0.2 m²ですが、おそらく太陽光パネルの支柱と同 加藤委員

じで、打ち抜きの支柱ならば支柱の面積だけが挙がっているのではない

でしょうかね。農業振興課、そうですよね。

そのような解釈でお願いします。 農業振興課

議長 その他にございませんか。

なければ、お諮りいたします。

議案第49号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なしの声 委員

ご異議がないと認めます。 議長

議案第49号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)

に係る意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第9号「事業計画届出の報告について」を議題といたしま

す。事務局、報告をお願いします。

事務局 <説 明> 報告第9号「事業計画届出の報告について」、今月1件で

す。

受付番号 798 番、事業者は福井市日之出一丁目 北陸電力送配電㈱さん、 場所は三国町山岸3筆、三国町下野1筆、合計面積3,805㎡のうち1,176 m²を送電用の鉄塔電線張替工事のための架設用装置を置くために借りる

ものでございます。以上、報告です。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。 議長

(午後3時35分 議事終了)